

協議会の規約改定について

減災対策協議会の規約改定

■大規模氾濫減災協議会の趣旨

改正水防法により、水害に対する意識を「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」へと根本的に転換し、社会全体でこれに備える「水防災意識社会」再構築の取組をさらに加速するため、多様な関係者が連携して洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進するためのものである。

水防法に基づく協議会の設置

凡例 国管理河川 都道府県管理河川 国・都道府県管理河川共通

○平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年出水期までに、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を設置	平成30年出水期までに、既に設置されている協議会を、水防法に基づく協議会へ移行、又は新たに設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ	・毎年、協議会を通じて取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施 ・協議会の取組内容等についてホームページ等で公表		



協議会の開催状況

<協議会での取組事項>

- ①現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- ②水害対応タイムラインの作成・改善
- ③住民等に対する洪水予報や浸水想定等の情報提供の方法の改善
- ④近隣市町村への避難体制の整備
- ⑤水防団間の応援・連絡体制の整備
- ⑥堤防上で水防活動のスペースを確保等するための調整 等

■移行にあたっての対応

➤ 規約の見直し

・水防法第15条の9に基づくことを規約へ記載

➤ 協議会の構成員の見直し

・H29.7.21付け国四整水予第15号により国土大臣の権限は事務所長で対応可

・法定以外の構成員追加は各協議会の判断(任意)で対応 **←香川県 河川砂防課長を追加**

➤ 地域の取組方針を確認し、減災対策を充実

・緊急行動計画により追加・変更された取組を水ビジョンの取組に反映

減災対策協議会の規約改定

土器川大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約 (案)

(名称)

第1条 この会議は、水防法(昭和24年法律第193号)第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として組織することとし、名称を「土器川大規模氾濫に関する減災対策協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、土器川における堤防の決壊や越水等に伴う浸水被害に備え、河川管理者、県、市町等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、土器川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(組織の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。
2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前に堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。
四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。
2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等についてはウェブサイト等により公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。
2 事務局は、四国地方整備局香川河川国道事務所工務第一課が行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年6月1日から施行する。
本規約は、一部改定し、平成30年5月30日から施行する。

減災対策協議会の規約改定

別表 1

(協議会)

丸亀市長

坂出市長

善通寺市長

宇多津町長

琴平町長

多度津町長

まんのう町長

香川県 危機管理総局 危機管理課長

香川県 土木部 河川砂防課長

香川県 中讃土木事務所長

気象庁 高松地方気象台長

四国地方整備局 香川河川国道事務所長

(アドバイザー)

香川大学 四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構
危機管理先端教育研究センター長

別表 2

(幹事会)

丸亀市 危機管理課長

丸亀市 建設課長

坂出市 危機監理室長

善通寺市 防災管理課長

宇多津町 危機管理課長

琴平町 総務課長

琴平町 農政土木課長

多度津町 総務課長

まんのう町 総務課長

香川県 危機管理総局 危機管理課長補佐

香川県 土木部 河川砂防課長補佐

香川県 中讃土木事務所 防災・監督主幹

気象庁 高松地方気象台 水害対策気象官

四国地方整備局 香川河川国道事務所 副所長

(アドバイザー)

香川大学 四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構
危機管理先端教育研究センター
地域強靱化研究センター